



(電子版)

info@jikosoren.jp

2020年 第12号 2020年 4月10日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

## 計画休業を実施、手当支払い雇用を守る 東京の大手・準大手 雇調金、休車措置を活用

新型コロナウイルスの感染が広がり、政府の緊急事態宣言も発出されました。タクシー・貸切バス事業は営業収入の激減で、労働者の賃金も半分以下になるなど生活が困難な状態です。経営が危機に陥るところも出ています。

この状態を打開するため、会社に計画的な休業を実施させ、休業した労働者には休業手当を支払うことで最低限の賃金補償をさせることができます。休業手当を払った会社には雇用調整助成金が出ます。休ませた車両は、期間限定休車措置を利用して、保険料や車検・点検費用等を抑えられます。タクシーの場合、営業している車両の營收を回復させることにもなります。

東京地連では3月26日に東京タクシー協会に緊急要請を行い、休業を実施することを申し入れました。事態の緊急性にかんがみ、東京では大手・準大手企業から計画休車を実施する準備をすすめています。

### グリーンキャブで50%休業計画まとめる

グリーンキャブ労組（高城政利委員長）では、企業内3労組で会社と交渉して休業計画の合意をしました。グリーンキャブは地方のグループ（横浜、仙台他は別対応）でも実施するとしながらも東京の場合は以下の内容です。

- 50%休業して、車両320台を9月まで期間限定休車して経費を抑える。
- 休業手当は、12～2月の平均賃金を個別算出し60%を支給する。  
雇用調整助成金は、個別でなく全体の平均賃金を算出したものが助成される。
- 休業対象は、
  - 70歳以上全員（感染時の重症化が予想される）
  - 70歳未満の定時制乗務員と持病（糖尿病、高血圧、心臓疾患、気管支喘息など）がある者と、家族が持病を持っていてウイルスを持ち帰らないなど安全衛生面から申告のあった者。組合としては、個別に会社が協力を願うかたちで要請すべきということでまとめました。
- 休業期間は、第1弾として4月21日～5月20日までやり、状況を見て、増やすか減らすか再度検討する。

---

(次ページに、活用できる制度・特例、最新版)

## 新型コロナウイルス関連 緊急にとりくむ方針、活用できる制度

2020年4月9日現在

### 1. 賃金確保の緊急対策

	項目	内 容	問題点、要求事項
春闘、賃金確保	春闘での賃金改善	春闘は要求を出してとりくみ、改善を求めるとともに、緊急にコロナ対策の交渉をする必要がある	基本的な労働条件の確保、重点要求を獲得するため、春闘要求は貫く（実施時期など弾力的な対応はありうる）
	足切りの廃止・減額	營收が大幅に減少するなか、足切り以下で賃率が大きく下がる制度がある場合、緊急に足切りを廃止あるいは引き下げる	足切りの前後で賃率が大きく変わるのは累進歩合であり、改善基準違反なので廃止すべきだが、当面減額させる労使交渉を緊急に行う

### 2. 賃金補償、雇用確保、生活保障のための法律・制度の活用

	項目	内 容	問題点、要求事項
賃金	最低賃金（最賃法）	賃金が最低賃金を下回る場合は、差額が補填されなければならない	補填した事業者への国の支援策をつくることは必要だが、経営者の一部が要求している最賃法の例外的・弾力的な適用（適用除外）は認められない
	出来高払い制の保障給（労基法27条）	歩合給制度が採用されている場合、労働時間に応じ、一定額（改善基準通達で通常の賃金の6割以上）の賃金が保障されなければならない	労基法では額の規定はないが、改善基準で6割以上とされている。保障給＝前3か月の賃金総額÷総労働時間×0.6。保障給が最低賃金を上回る場合、保障させる
休暇・休業補償等	年次有給休暇	有休は、理由のいかんにかかわらず、いつでもとることができる	年次有休は本来、病気で使うものではない。病気のための特別休暇を要求して、制度をつくる必要がある
	特別休暇	年次有給休暇とは別の病気休暇など特別休暇の制度があれば活用できる。会社が制度をつくった場合、助成金が出る（下記参照）	コロナ対策のための緊急の要求として、有給の特別休暇制度をつくって、適用させることを求める。会社には助成金を申請させる

	休業手当 (労基法26条)	使用者の責による休業の場合は平均賃金の60%以上の休業手当が支払われなければならない 会社が休業計画を立てて実施した場合、助成金が出る(下記参照)	コロナとわからない段階で労働者が自主的に休んだ場合、休業手当支払いの対象とならない 60%というのは法律の最低基準なので、労使交渉で引き上げることが必要。計画を実施させ、会社には助成金を申請させる
	傷病見舞金 (健康保険)	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12か月の平均の標準報酬日額の2/3に相当する金額が傷病手当金として支給される	最初の3日間は支払われない。その分の補填、支給額との差額を会社に補填させることを求める
	労災補償	業務又は通勤に起因してコロナウイルス感染症を発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となる	手続きは事業者になるので、適切に行わせる必要がある
現金給付	所得が減少した世帯への現金給付	世帯主の所得が減少した世帯に現金30万円を給付。条件は、 ①減少後の所得が年収換算で住民税非課税水準以下に落ち込む ②所得が半分以下になった場合は減少後の所得が住民税非課税水準の2倍以下 住民税非課税水準は、1人世帯年収100万円、2人156万円、3人205万円、4人255万円程度(東京の場合、地域で異なる)	詳細がまだ未定 住民税非課税水準を基準に線引きされるので、対象にならない場合が多く、不公平 適用条件の改正を求める
貸付	生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金の特例	①休業で一時的な資金が必要な人、②失業し生活の立て直しが必要な人に、上限20万円貸付、無利子(窓口は市区町村の社会福祉協議会)	貸付なので返済が必要 返済不要の労働者への生活支援が求められる

## 3. 事業者に対する助成制度・臨時休車等（コロナ対策の特例）

		内 容	問題点、要求事項
助成金	雇用調整助成金の特例（6月30日まで）	<p>事業活動が縮小（1か月5%以上低下）した事業者が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に、支払った休業手当に対し助成される</p> <p>助成率は中小企業4/5、大企業2/3、解雇をしない場合は中小9/10、大企業3/4、上限8330円/日（教育訓練加算1200円）</p>	<p>労使協定を結んで、休業計画を立てさせる（貸切バス部門は全休とか、交代で半分ずつ休むとか、65歳以上の者が休むなど）</p> <p>特例で、計画届の事後提出可、残業相殺の停止（勤務している者は残業できなかったのを変更）、手続きの簡素化がはかられているので、ハローワークと相談して事業者が申請する</p> <p>助成額・上限のアップ、手続き簡素化、期間延長が必要</p>
	時間外労働等改善助成金の特例 300人以下の中小企業のみ	<p>〈職場意識改善特例コース〉 新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の規定を新たに整備した場合、対象経費の3/4（上限50万円）</p> <p>〈テレワークコース〉 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入した場合、対象経費の1/2（上限100万円）</p>	<p>緊急に特別休暇制度をつくらせて、就業規則等の作成・変更、労働者への周知・啓発などを実施する必要がある</p> <p>上限額のアップ、助成条件の改善などが求められる</p>
	小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	<p>臨時休業した小学校に通う子、感染またはその恐れのある子、濃厚接触者の世話のために有給休暇を取得した保護者・親族に給与を支払った事業者に支給した給与の全額、ただし上限8330円/日</p> <p>業務委託の個人事業主は日額4100円</p>	<p>保護者として休んだ場合は給与を支払わせて、会社に手続きをさせて助成金を申請させる</p> <p>上限額のアップ、助成条件の改善などが求められる</p>
休車	タクシー臨時休車（国交省）	<p>需要の急減により臨時休車（①一時抹消登録②車検切れ状態で保有）を可能とする。自賠責・任意保険、定期点検の義務を免除</p>	<p>臨時休車で負担を軽減できるので休業計画を立てる場合に事業者を活用させる</p> <p>もともと過剰な車両は減車させるべき</p>

現金給付	売上げが減少した中小企業・個人事業主への現金給付	売上げが半分以下に減少している場合、減収分の12か月を上限に現金を給付（金額の上限は中小企業200万円、個人事業主100万円）	詳細がまだ未定 個人タクシーは適用される 個人への給付同様、対象にならない場合が生じて不公平 適用条件の改正を求める
融資等	新型コロナウイルス感染症特別貸付（経産省）	売上減少で当面の運転資金を調達するため、日本政策金融公庫や商工中金が特別貸付。3年間実質無利子、最長5年据置 民間金融機関から借り入れる場合は信用保証協会が保証	貸付条件等は経産省のホームページ参照。倒産危機打開、雇用の維持のために事業者を活用させる
	債務等の条件変更	すでに受けた融資の条件変更について、事業者の実情に応じて柔軟に対応するよう金融機関に要請	金融機関による貸しはがしはあってはならない。経営危機の場合、事業者から返済条件の変更を申し出て応じさせる

厚生労働省 コロナ関連ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

経済産業省 コロナ関連ページ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

国土交通省 コロナ関連ページ

[http://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri\\_tk\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html)